

○福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第三百十号

改正 平成一二年一二月二二日条例第一九四号

平成一三年七月一〇日条例第五八号

平成一六年一二月二四日条例第八七号

平成一七年三月二五日条例第五四号

平成一七年七月一二日条例第七七号

平成二〇年三月二五日条例第四一号

平成二五年一二月二〇日条例第一〇三号

平成三一年三月二二日条例第三四号

〔福島県建設省所管公共用財産使用等条例〕をここに公布する。

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例

(平一二条例一九四・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）その他の法令に特別の定めがあるもののほか、国土交通省所管の公共用財産の使用又は収益（以下「使用等」という。）をすること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一九四・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「国土交通省所管の公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定する公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理する道路、河川、水路、ため池及び海域並びにこれらに類する公共用財産であつて、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、海岸法（昭和三十一年法律第一号）その他の法令に基づき管理するもの以外のものをいう。

(平一二条例一九四・一部改正)

(使用等の許可)

第三条 国土交通省所管の公共用財産（以下「公共用財産」という。）の使用等をしようとする者は、使用等の場所、別表第一の区分の欄に掲げる事項、数量、用途及び使用等の期間を明らかにして、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る使用等の期間は、三年以内とする。ただし、三年以内とすることが著

しく実情に合わないとは知事が認める場合は、五年以内とすることができる。

(平一二条例一九四・一部改正)

(期間更新の許可)

第四条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用等の期間満了後引き続きその公共用財産の使用等をしようとするときは、期間の更新を必要とする理由及び更新の期間を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の期間更新の許可について準用する。

(許可事項の変更の許可)

第五条 第三条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用等の場所又は数量を変更しようとするときは、変更に係る事項及びその理由を明らかにして、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(住所、氏名等の変更)

第六条 第三条第一項、第四条第一項又は前条の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の条件)

第七条 知事は、第三条第一項、第四条第一項及び第五条の許可に、公共用財産の管理上必要な条件を付することができる。

(権利の譲渡)

第八条 使用者等は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければ、この条例に基づく許可に係る権利を他人に譲渡してはならない。

(地位の承継)

第九条 前条の規定により知事の承認を受けてその権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

2 使用者等について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその許可に係る権利を承継した法人は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

3 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一三条例五八・一部改正)

(許可の取消し又は変更)

第十条 知事は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は変更することができる。

- 一 偽りその他不正な手段により第三条第一項、第四条第一項又は第五条の許可を受けたとき。
- 二 この条例の規定又は第三条第一項、第四条第一項若しくは第五条の許可に付した条件に違反したとき。
- 三 公益上やむを得ない理由が発生したとき。

(原状回復義務等)

第十一条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、知事の指示に従い、速やかにその公共用財産を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 前条の規定により許可が取り消されたとき。
- 二 使用等の期間が満了したとき。
- 三 使用等を終了し、又は廃止したとき。

2 使用者等は、前項の規定により当該公共用財産を原状に回復したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(使用料等の徴収)

第十二条 知事は、使用者等のうち、土地又は公有水面を使用する者から使用料を、産出物を採取する者から産出物採取料を徴収する。

2 使用料又は産出物採取料（以下「使用料等」という。）は、納入通知書により一括して徴収する。ただし、その許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分をその年度の四月末日までに徴収する。

(使用料等の額)

第十三条 使用料等の額は、別表第一に定める金額に許可の数量を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。）とする。ただし、当該金額が年額で定められている場合において、その年度における使用等の期間が一年未満のときは、月割りにより計算する。この場合において、当該期間に一月未満の端数があるときは、その端数の期間については一月とする。

2 前項の規定にかかわらず、土地又は公有水面の使用期間が一月に満たないものについて、使用料の額は、別表第一に定める金額に許可の数量を乗じて得た額に百分の百十を乗じ

て得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円とし、その額が百円以上の場合であって、十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。）とする。産出物採取料の額についても同様とする。

- 3 数量について別表第一に定める計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算する。

（平二五条例一〇三・平三一条例三四・一部改正）

（使用料等の減免）

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

- 一 国又は公共団体において、その許可に係る公共用財産を公用又は公共の用に供するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないものと認めたとき。

（使用料等不返還の原則）

第十五条 既に徴収した使用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を返還することができる。

- 一 第十条第三号の規定により許可の取消し又は変更をしたとき。
- 二 天災その他の事情により使用等が不能又は著しく困難になったものと知事が認めたとき。

（事務処理の特例）

第十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、道路法第八条第一項に規定する市町村道の用に供される国有財産の管理及び処分に係る事務のうち、次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。

- 一 法第三十一条の二第一項の規定による立入り
- 二 法第三十一条の二第二項、第三十一条の四第五項及び第三十一条の五第三項の規定による通知及び公告
- 三 法第三十一条の二第五項の規定による損失の補償
- 四 法第三十一条の三第一項の規定による通知及び協議の要求
- 五 法第三十一条の三第三項の規定による境界の明示
- 六 法第三十一条の四第一項の規定による立会いの要求及び調査の実施
- 七 法第三十一条の四第一項ただし書の規定による通知の受理
- 八 法第三十一条の四第二項の規定による境界の決定

九 法第三十一条の四第三項の規定による諮問

十 法第三十一条の五第一項の規定による通告の受理

十一 その他の境界確定に関する事務

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川の用に供される国有財産(同法第十六条の三第一項の規定により市長が河川工事又は河川の維持を行う区間内に存するものに限る。)の管理及び処分に係る事務のうち、次に掲げる事務は、福島市及び郡山市が処理することとする。

一 前項各号に掲げる事務

二 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百十六条第一項の規定による登記の囑託

3 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、河川法第百条第一項に規定する準用河川の用に供される国有財産の管理及び処分に係る事務のうち、次に掲げる事務は、別表第二に掲げる市町村が処理することとする。

一 第一項各号に掲げる事務

二 不動産登記法第百十六条の規定による登記の囑託

(平一七条例五四・一部改正)

(過料)

第十七条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に公共用財産の使用等について知事の許可を受けている者は、当該許可の有効期間内に限り、この条例の相当規定によって知事がした許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に公共用財産の使用等について知事に対してなされている申請は、この条例の相当規定によってなされた申請とみなす。

別表第一(第三条、第十三条関係)

区分		単位	金額	
土地の使用	電柱（支線及び支柱を含む。）	一本	年額 六八〇円	
	電話柱（電柱であるものを除く。）		年額 二五〇円	
	街灯（電柱又は電話柱であるものを除く。）		年額 二一〇円	
	送電鉄塔	面積一平方メートル	年額 五〇〇円	
	その他の柱類	一本	年額 一、〇七五円	
	管類の設置	外径が〇・二メートル未満のもの	長さ一メートル	年額 六二円
		外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの		年額 一二〇円
		外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		年額 三一〇円
		外径が一メートル以上のもの		年額 六二〇円
	農地	面積一アール	年額 六〇〇円	
	採草放牧地		年額 三三〇円	
	橋りょう、栈橋又は通路敷地	面積一平方メートル	年額 一六〇円	
	駐車場、休憩所、商品置場又は材料置場		年額 一六〇円	
	広告板建設敷地	広告表示面の面積一平方メートル	年額 二、一二五円	
	温泉源湯敷地	温泉源湯一施設	年額 三二、〇〇〇円	
その他の土地の利用	工作物を設置する場合	面積一平方メートル	年額 一七〇円	
	工作物を設置しない場合		年額 八〇円	

公有水面の使用	区画漁業権に基づく養魚	面積一アール	年額 六〇円
	区画漁業権に基づかない養魚		年額 二一〇円
	ボート浮遊		年額 四二〇円
	その他		年額 四二〇円
産出物の採取	砂	体積一立方メートル	二〇〇円
	砂利（直径八センチメートル未満）		二四〇円
	切り込み砂利		二三〇円
	土砂		一五〇円
	栗石（直径八センチメートル以上一五センチメートル未満）		二四〇円
	玉石（直径一五センチメートル以上二〇センチメートル未満）		三〇〇円
	野面石（直径二〇センチメートル以上六〇センチメートル未満）		三八〇円
	転石（直径六〇センチメートル以上）		一、〇〇〇円

備考 この表の区分により難しいもの又はこの表に区分のないものについては、その都度、知事が定める。

別表第二（第十六条関係）

（平一六条例八七・平一七条例七七・平二〇条例四一・一部改正）

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 大玉村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 西会津町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 泉崎村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 小野町 広野町
--

附 則（平成一二年条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年条例第五八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年条例第八七号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条の規定、第三条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「田村郡船引町」を「田村市」に改める部分に限る。）、第四条の規定、第五条の規定、第六条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「会津高田町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）及び別表第二の改正規定、第七条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）、第八条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）、第九条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「二本松市」を「二本松市 田村市」に改める部分及び「小野町 大越町」を「小野町」に改める部分に限る。）並びに第十条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）

平成十七年三月一日

- 二 第三条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「岩瀬郡長沼町」を「須賀川市」に改める部分に限る。）及び第九条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「東和町 長沼町」を「東和町」に改める部分に限る。）

平成十七年

- 三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

附 則（平成一七年条例第五四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七七号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「会津美里町

表郷村」を「会津美里町」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。) 及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。) 平成十七年十一月七日

三 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定(「安達郡岩代町」を「二本松市」に改める部分に限る。)、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定(同表阿武隈川あだたら流域下水道の項中「二本松市 安達町」を「二本松市」に改める部分に限る。)、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定(「大玉村 東和町」を「大玉村」に改める部分に限る。) 及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。) 平成十七年十二月一日

四 第一条の規定、第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定(「伊達郡梁川町」を「伊達市」に、「伊達郡保原町」を「伊達市」に、「原町市」を「南相馬市」に、「相馬郡小高町」を「南相馬市」に改める部分に限る。)、第三条中大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第二の改正規定、第四条の規定、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定(同表阿武隈川上流流域下水道の部県北処理区の項中「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町」を「伊達市 桑折町 国見町」に改める部分に限る。)、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「伊達町」を「南相馬市 伊達市」に改める部分に限る。) 及び別表第二の改正規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例第三条の改正規定及び別表第二の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用

等条例別表第二の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「梁川町 霊山町」を「南相馬市 伊達市」に、「広野町 小高町」を「広野町」に改める部分に限る。）、第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。）、第十二条の規定並びに第十三条の規定 平成十八年一月一日

五 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「耶麻郡山都町」を「喜多方市」に改める部分に限る。）、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「塩川町 山都町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。） 平成十八年一月四日

六 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「南会津郡田島町」を「南会津郡南会津町」に、「南会津郡南郷村」を「南会津郡南会津町」に改める部分に限る。）、第五条の規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「田島町 下郷町 舘岩村 檜枝岐村 伊南村 南郷村 只見町」を「下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。） 平成十八年三月二十日

附 則（平成二〇年条例第四一号）

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一〇三号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例第十三条第二項の規定は、この条

例の施行の日以後の使用及び採取の期間に係る使用料及び採取料の額について適用し、同日前の使用及び採取の期間に係る使用料及び採取料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年条例第三四号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十一年十月一日前に福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例第三条の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における産出物採取料の額に係る同条例第十三条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。